

デンソー事件の判決評釈

公認会計士・税理士 霞晴久

➤ 第1次デンソー事件最高裁三小平成29年10月24日判決¹

1. 事案の概要

本件は、内国法人であるデンソー（原告・被控訴人・上诉人）が、平成20年3月期及び平成21年3月期（以下、併せて「本件各事業年度」といいます。）の法人税の各確定申告をしたところ、所轄税務署長から、租税特別措置法66条の6第1項（平成22年度税制改正前のものをいいます。以下、文意上、別意に解すべきことが明かなものを除き、同じです。）により、シンガポールにおいて設立されたデンソーの子会社であるAの主たる事業は株式の保有であり、Aの課税対象留保金額に相当する金額がデンソーの本件各事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入されるなどとして、法人税の更正処分等を受けたため、これらの処分の取消しを求めた事案です。

2. 認定事実

自動車関連部品の製造販売等を目的とするデンソーは、平成10年、ASEAN域内の同社のグループ会社に対する統括率を高めるため、ASEAN・台湾地域の既存のグループ会社の保有株式を現物出資してA（デンソーの100%子会社）を設立しました。Aは、2007事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日までの事業年度をいいます。以下、同じです。）及び2008事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日までの事業年度をいいます。以下、同じです。）（以下、併せて「a各事業年度」といいます。）において、ASEAN諸国等に存する子会社13社（域内グループ会社）及び関連会社3社の株式を保有していたところ、Aのシンガポールにおける所得に対する租税の負担割合は、2007事業年度が22.89%、2008事業年度が12.78%となっていました。

¹ 平成28年（行ヒ）第224号、TAINSコード：Z267-13082。デンソー事件は、第1次事件（本件各事業年度分）とその後続年度に係る第2次事件（平成22年3月期及び平成23年3月期分）があり、その判決の状況は、次の表のとおりです。

なお、第1次事件の名古屋高裁判決では、国側勝訴となりましたが、それ以外は全て納税者側の勝訴となりました。

裁判所	第1次事件	第2次事件
第一審（名古屋地裁）	平成26年9月4日	平成29年1月26日
控訴審（名古屋高裁）	平成28年2月10日	平成29年10月18日（確定）
最高裁	平成29年10月24日	—

Aは、豪亜地域における地域統括会社として、集中生産・相互補完体制を強化し、各拠点の事業運営の効率化やコスト低減を図るため、設立以来、順次業務を拡大し、a各事業年度当時、地域企画、調達、財務、材料技術、人事、情報システム及び物流改善に係る地域統括に関する業務（地域統括業務）のほか、持株（株主総会、配当処理等）に関する業務、プログラム設計業務及び域内グループ会社B（平成7年に設立した地域統括センター業務を行うシンガポール子会社ですが、統括力が十分ではなく、各拠点間の調整・統括機能も不完全なものにとどまったことから、平成10年にAが設立されました。）のための各種業務の代行業務を行っており、域内グループ会社から、第三者向け売上高等に一定の料率を乗じた金額又は実費相当額等を徴収していました。

Aは、a各事業年度当時、シンガポールに開設された現地事務所において、現地に在住する日本人の代表取締役と現地勤務の従業員30数人で業務を遂行していたところ、従業員のうち20人以上は地域統括業務に、その余はプログラム設計業務及びBのための各種業務の代行業務に従事しており、持株に関する業務のみに従事している者はいませんでした。Aは、現地事務所を賃借し、事務用什器備品、車両、コンピューター等の有形固定資産を保有していたが、これらの施設等は全て持株に関する業務以外の業務に使用され、その大半は地域統括業務に供されていました。Aの収入金額のうち地域統括業務の中の物流改善業務に関する売上額は、2007事業年度において約49億シンガポールドル、2008事業年度において約61億シンガポールドルに上り、いずれも収入金額の約85%を占めてました²。他方、その所得金額（税引前当期利益）は、保有式の受取配当の占める割合が高かった（2007事業年度は約92.3%、2008事業年度は約86.5%）が、地域統括業務によって集中生産・相互補完体制の構築、維持及び発展が図られた結果、域内グループ会社全体に原価率の大幅な低減による利益がもたらされ、a各事業年度においても、これがAの域内グループ会社からの配当収入の中に相当程度反映されていました。Aは、a各事業年度当時、シンガポールにおいて株主総会及び取締役会を開催し、役員は同国において職務執行をしていました。また、Aは、現地事務所において会計帳簿を作成し、保管していました。

3. 最高裁の判断

(1) 地域統括業務と株式保有業

本件は、統括業務を行う事業持株会社の特例（下記4(1)参照）を定めた平成22年度税制改正前の事案であるところ³、第一審である名古屋地裁⁴は、受取配当の金額よりも、事業活動に要する使用人の

² もっとも、物流改善業務については、原価率が高いことから、物流改善業務に係る売上総利益（売上額から売上原価を控除したもの）がAの所得金額（税引前当期利益）の総額に占める割合は、2007事業年度が約4.2%、2008事業年度が約5.9%にとどまっていました。

³ 平成22年度税制改正により事業持株会社の合算課税適用免除の制度が導入されたことについて、最高裁は、「これによって事業基準を満たすこととなる統括会社は、もともと株式等の保有を主たる事業とするものであって、それ以外の統括会社はその対象となるものではないから、これらの改正経過を根拠に統括業務が株式の保有に係る事業に包含される関係にあるものということではできず、Aの行っていた地域統括業務が株式の保有に係る事業に含まれるということではできない。」と判示しました。

⁴ 平成23年（行ウ）第116号・TAINSコード：Z-264-12524

数や固定施設等の状況を重視して、Aの主たる業務は株式保有業ではなく地域統括事業であると判示しました。ところがその控訴審において、名古屋高裁⁵は、「事業としての『株式の保有』とは、単に株式を保有し続けることのみならず、当該株式発行会社を支配しかつ管理するための業務もまた、その事業の一部をなすというべきであり、本件で問題となっている一定地域内にある被支配会社を統括するための諸業務もまた、株式保有業の一部をなし措置法66条の6第3項括弧書きの『事業』に該当することは明らかである。」と判示して原判決を取り消しました。

しかし、その上告審で最高裁は、高裁判決を破棄し、次のように判示しました。

「他の会社の株式を保有する特定外国子会社等が、当該会社を統括し管理するための活動として事業方針の策定や業務執行の管理、調整等に係る業務を行う場合、このような業務は、通常、当該会社の業務の合理化、効率化等を通じてその収益性の向上を図ることを直接の目的として、その内容も上記のとおり幅広い範囲に及び、これによって当該会社を含む一定の範囲に属する会社を統括していくものであるから、その結果として当該会社の配当額の増加や資産価値の上昇に資することがあるとしても、株主権の行使や株式の運用に関連する業務等とは異なる独自の目的、内容、機能等を有するものというべきであって、上記の業務が株式の保有に係る事業に包含されその一部を構成すると解するのは相当ではない。」

さらに、最高裁は、当時の租税特別措置法 66 条の6第4項が株式の保有を主たる事業とする特定外国子会社等につき事業基準を満たさないとした趣旨について、「株式の保有に係る事業はその性質上我が国においても十分に行い得るものであり、タックス・ヘイブンを所在して行うことについて税負担の軽減以外に積極的な経済合理性を見だし難いことにある」とし、「この点、Aの行っていた地域統括業務は、地域経済圏の存在を踏まえて域内グループ会社の業務の合理化、効率化を目的とするものであって、当該地域において事業活動をする積極的な経済合理性を有することが否定できないから、これが株式の保有に係る事業に含まれると解することは上記規定の趣旨とも整合しない」と判示しました。

(2) 主たる事業の判断基準

次に、最高裁は、「措置法 66 条の6第3項及び4項にいう主たる事業は、特定外国子会社等の当該事業年度における事業活動の具体的なかつ客観的な内容から判定することが相当であり、特定外国子会社等が複数の事業を営んでいるときは、当該特定外国子会社等におけるそれぞれの事業活動によって得られた収入金額又は所得金額、事業活動に要する使用人の数、事務所、店舗、工場その他の固定施設の状況等を総合的に勘案して判定するのが相当である。」という判断基準を示し、「Aは、豪亜地域における地域統括会社として、域内グループ会社の業務の合理化、効率化を図ることを目的として、個々の業務につき対価を得つつ、地域企画、調達、財務、材料技術、人事、情報システム、物流改善という多岐にわたる地域統括業務を有機的に関連するものとして域内グループ会社に提供していたものであ

る。そして、a各事業年度において、地域統括業務の中の物流改善業務に関する売上高は収入金額の約 85%に上っており、所得金額では保有株式の受取配当の占める割合が8、9割であったものの、その配当収入の中には地域統括業務によって域内グループ会社全体に原価率が低減した結果生じた利益が相当程度反映されていたものであり、本件現地事務所勤務する従業員の多くが地域統括業務に従事し、Aの保有する有形固定資産の大半が地域統括業務に供されていた」と事実認定し、「以上を総合的に勘案すれば、Aの行っていた地域統括業務は、相当の規模と実体を有するものであり、受取配当の所得金額に占める割合が高いことを踏まえても、事業活動として大きな比重を占めていたことができ、a各事業年度においては、地域統括業務が措置法 66 条の6第3項及び4項にいうAの主たる事業であったと認めるのが相当（下線は筆者）」と判示しました。

4. 検討

(1) 統括業務を行う事業持株会社の特例（平成 22 年度税制改正）

株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社は、本税制の適用上、経済活動基準のうちの事業基準を満たさないこととなります（措法 66 の 6 ②三イ）。ただし、グローバルに事業展開する我が国企業は、多くの地域で、持株機能を有し、かつ、当該地域ごとの拠点を統合する統括会社を活用した経営形態を採用してきました。そうした統括会社は、一概に租税回避目的で設立されたものとして捉えられるものではなく、その地において事業活動を行うことに十分な経済合理性があると評価できるとし、平成 22 年度税制改正の解説では、「そうしたいわば『ミニ本社』としての機能を有する統括会社の活用により、地域経済圏に展開するグループ企業の商流の一本化や間接部門（経理・人事・システム・事務管理等）の合理化を通じて、グループ傘下の企業収益の向上に著しく寄与している実状にあります。」⁶と説明されていました。そこで、平成 22 年度税制改正では、被統括会社の株式の保有を行う統括会社（事業持株会社）は、事業基準を満たすこととされました（措法 66 の 6 ②三イ（1）、措令 39 の 14 の 3 ①②）。本件は、かかる改正前の事例であり、当時の制度下で、株式保有業に地域統括業務が含まれるか否か、また、地域統括業務が「主たる事業」であるというための判断基準は何かが争われました。

(2) 地域統括活動とは何かを理解しない控訴審判決

判決文を読む限り、デンソーは、シンガポールが多国籍企業のために整備した仕組みを活用して、同社の豪亜地域における事業を整理し、収益を最適化したのであって、同社が行ったことは、いわゆるタックス・プランニングの枠内に止まるのものであり、同社に対し租税回避の意図を認めるのは困難です。課税当局が何故デンソーに本税制を適用しようとしたかについては全く不明ですが、第一審判決から予想されたとおり、第 1 次デンソー事件の控訴審判決を除いて、全て納

⁵ 平成 26 年（行コ）第 91 号・TAINS コード：Z-266-12798

⁶ 財務省『平成 22 年度 税制改正の解説』494 頁

税者勝訴の結果となりました。すなわち、そもそも租税回避のないところに無理筋で課税しようとしたということにこの事件の本質があるのではないかと考えます。そうであれば、全く反対の結論を導いた控訴審判決の内容が問題となります⁷。そこで、以下では、同判決の判示が適切か検討してみたいと思います。

① 地域統括業務は「株式の保有」という事業の一部をなすか

上記3(1)のとおり、控訴審判決は「事業としての『株式の保有』とは、単に株式を保有し続けることのみならず、当該株式発行会社を支配しかつ管理するための業務もまた、その事業の一部をなすというべき」と判示していますが、ここでいう「管理するための業務」の中身が控訴審判決では明らかではありません。本件最高裁判決の調査官解説⁸では、「他の会社に係る議決権の過半数の株式を保有する特定外国子会社等は、株主権の行使を通じて当該会社の経営を支配し管理することができるものの、当該会社を統括し管理するための活動を業務として行う場合、このような業務は、事業方針の策定から業務執行の管理、調整等に係る幅広い業務を含み得るものであって、直ちに株式の保有に係る事業に包含されるものとはいえないように思われる。」と述べています。

すなわち、控訴審判決は、調査官解説のいう「管理するための活動を業務として行う」という視点が欠けているように思われます⁹。

最高裁は、地域統括業務そのものを「他の会社の株式を保有する特定外国子会社等が、当該会社を統括し管理するための活動として事業方針の策定や業務執行の管理、調整等に係る業務を行う場合」として、よりアクティブな活動として捉え、「(統括業務は)株主権の行使や株式の運用に関連する業務等とは異なる独自の目的、内容、機能等を有する(下線は筆者)」とし、「上記の業務が株式の保有に係る事業に包含されその一部を構成すると解するのは相当ではない。」と明確に否定し、それはA社による地域統括業務にも当てはまるとしています。管理業務とは「人」の活動にほかならず、高裁は、Aの現地勤務の従業員30人中実に20人以上が地域統括業務に従事していたという事実を無視しているか、あるいは過小評価していると思われる。

⁷ 田中治「判例評釈 タックスヘイブン対策税制における地域統括業務の適用除外該当性」(TKC 税情 2018年12月)115頁は、「本件高裁判決の判断には、十分な法的根拠を示すことなく、やや強引な理由と思われるものがいくつかある。」と述べ、本稿で述べている点と同様のものをいくつか指摘しています。

⁸ 日置朋弘「最高裁時の判例」(ジュリスト1517号・2018年4月)93頁

⁹ 安部和彦「地域統括会社とタックスヘイブン対策税制」(税理・2018年1月)125頁は、「そもそも、わが国の多国籍企業が、海外において地域統括機能を持つ子会社の傘下に被統括会社群を置くというストラクチャーを採る主たる理由は、出資持分に付随する議決権を通じて傘下の被統括会社群をコントロールすることができるというガバナンスの問題と、統括サービスの対価をマネジメントフィーのみならず配当という形でも回収可能というファイナンスの問題の二点であると考えられる。仮に、持株機能を有する外国子会社が統括機能を有さず、専ら傘下の子会社群からの配当をプルする目的のみ存在する持株会社であるとしたら、それは正にその主たる事業が『株式の保有』に該当することとなり、適用除外は受けられないとするのが妥当な結論である。」と述べています。

② 資産の過半が株式の保有であれば、株式保有業に該当するか

控訴審判決は、「会社は営利法人であり、利益を上げることを目的として、集めた資本等を経済的合理性があるように運用しているのであるから、『主たる事業』の判断に当たって、当該事業のために保有している財産の資産総額に占める割合や当該事業による所得金額の多寡を重視すべきことは当然である。」と判示し、営利法人の目的から「Aのように、資産の過半が株式の保有に充てられ、利益の大部分を保有する株式の配当によって得ている場合には、まさに、地域統括業務が株式保有業のために行われているといえるのであって、Aの『主たる事業』は、株式保有業と認められるのである。」と判示しています。

しかし、地域統括会社であるシンガポール法人が、その子会社株式以外の比較的大きな資産を保有することはまずあり得ませんし、それだけで判断するのは余りに短絡的に過ぎるといえます。

最高裁は、この点について、「主たる事業は、特定外国子会社等の当該事業年度における事業活動の具体的かつ客観的な内容から判定することが相当であり、特定外国子会社等が複数の事業を営んでいるときは、当該特定外国子会社等におけるそれぞれの事業活動によって得られた収入金額又は所得金額、事業活動に要する使用人の数、事務所、店舗、工場その他の固定施設の状況等を総合的に勘案して判定するのが相当である(下線は筆者)。」という判断基準¹⁰を示し、さらに「Aは本店所在地であるシンガポールにおいて地域統括業務に係る事業を行うのに必要と認められる固定施設を有していた」、「配当収入の中には地域統括業務によって域内グループ会社全体に原価率が低減した結果生じた利益が相当程度反映されていたものであり、本件現地事務所勤務する従業員の多くが地域統括業務に従事し、Aの保有する有形固定資産の大半が地域統括業務に供されていた」として、地域統括業務そのものがAの主たる事業と判断しました。

③ 地域統括業務の対価について

控訴審判決は、A社の地域統括業務の対価について、「実費を徴収するか、地域統括業務の提供先であるグループ会社の売上高等に一定の料率を乗じた金額として徴収しているが、実費を超えて徴収するか、上記の料率をどのように設定するかによって、地域統括業務によって得る利益を多くし、配当によって得る利益を少なくすることも、逆に、地域統括業務によって得る利益を少なくし、配当によって得る利益を多くすることも選択可能である。」と説示しています。

¹⁰ もっとも、最高裁が示した判断基準に対し、「各考慮要素の比重を明示しない(中略)一般論だけでは『主たる事業』の判断には法的不安定性が残る。」(長戸貴之・ジュリスト1517号・2018年4月・11頁)という批判や、総合判断という租税特別措置法通達66の6-8の基準を「主たる事業」の判断基準として用いることを否定する見解(大野雅人・ジュリスト1510号・2017年9月・136頁)もあります。

しかしながら、このような収益形態の選択は、地域統括会社の裁量の範囲内と思われ¹¹し、地域統括業務によって得られる利益の多寡は、被統括会社の所在地国との間の移転価格税制によって解決される問題であり、我が国の税負担を不当に減少させるか否かとは一義的には別の議論であるといえます。

また、控訴審判決は、「Aが地域統括業務自体から利益を得ていない¹²のは、そもそも同業務の成果により被支配会社の利益を増大させ、それを配当収入として取得しようとしたものであって、地域統括業務自体から利益を得ようとはしていなかったからであり、地域統括業務による収益状況がたまたま芳しくなかったことによって、これによる所得金額が少なくなったことに起因するものではない。」と述べていますが、これは、あくまで地域統括業務の結果¹³であって、この点につき、最高裁は、「所得金額では保有株式の受取配当の占める割合が8、9割であったものの、その配当収入の中には地域統括業務によって域内グループ会社全体に原価率が低減した結果生じた利益が相当程度反映されていたもの」と判示しており、形を変えて、統括業務の成果が実現していることを認定しています。高裁判決のいう「地域統括業務自体から利益を得ようとはしていなかった」とは裁判官の独自の見解に過ぎず、そのことが地域統括会社の主たる事業の判定とどのような関係にあるかは定かではありません。

④ 租税回避とタックス・プランニングの境界線

控訴審判決は、「デンソーのグループにおいては、新規子会社の設立、増減資、企業買収、合併、分社、清算等は、デンソーの企画の下にその承認を受けて行われることになっており、配当についても、基本的にデンソーが設定した配当性向に従って実施されることになっていたのである。そのため、デンソーは、これらの選択を行うことによって、日本において課税されることを免れ、シンガポールの優遇税制により課税される額が少なくなるように調整することが可能であった。」と述べています。しかし、企業グループの組織再編について親会社が企画し承認するのはグループ会社のガバナンス上当然のことですし、配当性向といっても利益のないところで配当するのは不可能ですから、親会社が、子会社の配当可能利益の範囲内で配当性向を定めそれに従い配当を実行させるのは何ら不自然なことではありません。また、日本の企業が、「シンガポールの優遇税制により課税される額が少なくなるように調整すること」は、日本の企業が連結レベルの税引後当期純利益の最適化・最大化を目論む行為であって、そこに事業実態がある限り「日

¹¹ 田中・前掲注(7)は、「同判決は、デンソーやAの配当収入の多寡、地域統括業務の場所等に関する『選択可能性』について言及するが、選択可能性があるということ、現にどのような選択がなされたのか、あるいはなされなかったのか、ということは別の次元の話である。選択可能性があるからといって、Aには、その統括業務によって得る利益を少なくし、配当収入を多くしたという事実があったことを当然に意味するものではなく、具体的な事実を適示することが求められる。」と述べています。

¹² 前掲注(2)のとおり、物流改善業務に係る売上総利益の額が、全体の税引前当期利益の額に比して低いことを指しているものと思われ¹³ます。

¹³ 前掲注(11)参照。

本において課税されることを免れ」ということと直結する話ではないと思われ¹⁴ます。下記⑥で述べるように、我が国企業が地域統括会社の設立国としてシンガポールを選択する理由は、何も軽課税国であることに限った話ではありません。

⑤ 地域統括業務は支店を設けて行う方が経済合理的か

控訴審判決は、「地域統括業務は、その多くが我が国において行うことが可能であるし、海外に支店を設けることによっても可能なものである。」「積極的な経済合理性という観点からすれば、支店を置くことでも対応できる地域統括業務」などと判示しています。

しかし、筆者は、我が国企業が地域統括業務を行うために支店形態で海外進出している事例を見聞したことがありません。支店形態による海外進出は銀行業が一般的ですが、それは進出国の金融当局の規制に基づくものであり、その他の業界においては少数派と思われる。何故なら、進出国から見た外国法人の支店というのは、準拠法は外国法であって、当該外国法人の本店所在地国の法令や組織形態がそのまま反映され、進出国の様々な規制の対象になり得ることから、進出国の設立準拠法に基づく子会社形態での進出に比べて、機動的な組織設計が制約される可能性があるからです。また、外国支店が負う法的リスクは本店が直接負担しなければならないため、それを嫌って、法的リスクの連鎖を一旦は断ち切ることができる子会社形態での進出が一般的には選択される傾向にあります。理論的には、確かに「地域統括業務を支店で対応する」ことは不可能ではないかもしれませんが、しかし、現実には、上記の事情があり、そのような事例も少ないことから、このような現状を一切斟酌せず判決文のように言い切るには大いに違和感があります。

なお、平成21年度税制改正で導入された外国子会社配当益金不算入制度導入前は、本税制が適用されない限り、日本の親会社に配当ささなければ、進出国と我が国の税率差に相当する部分についての追加課税が生じるということはなかったため、支店形態でなく、子会社形態の進出が選好されたという事情がありました。同改正後はさらに、一定の外国子会社から受ける配当はその95%が益金不算入とされるので、支店形式で海外進出することは極めてレアなケースとなったといえます。

⑥ 4割強の企業グループが地域統括会社を設立し地域統括業務を行っていることの評価

海外に進出する我が国企業の地域統括会社の設立国といえば、欧州ではオランダ、アジアではシンガポールというのが世間一般の常識と考えられます。シンガポールにおける地域統括会社の設置状況等について、第一審である名古屋地裁は、「シンガポールにおいては、近年、日系企業や欧米企業がアジアにおける地域統括拠点を開設する動きが広がっており、平成17年以降、我が国有数の電機機器会社や商社、食品会社、化学会社等が順次地域統括会社を設立し、平成20年頃からは、欧米や中国の大手企業も相次いで地域統括拠点を設置している。このように、シンガポールが世界の大企業からアジアの地域統括拠点として選択される背景には、シンガポールが

豪亜地域全体の中心部に位置し、利便性の高い空港が整備されていることのほか、英語が公用語とされており、国民の教育水準も高いこと、国内法人からの配当金やキャピタルゲイン（投資有価証券売却益等）の非課税措置が採られているなど、企業や特定の産業に対して各種の優遇税制が設けられていること等が影響している。」と認定し、シンガポールの優位性が税制のみに止まらないことを示唆しています。シンガポール日系企業の地域統括機能に関するアンケート調査でも、日系シンガポール法人が豪亜地域のグループ企業に対して何らかの地域統括機能を有しているのは213社中77社（36.2%）で、内55社（71.4%）が域内グループ企業の株式を全部又は一部保有していました。

それにもかかわらず、控訴審判決では、「4割強の企業グループが、現地に支店を置くのではなく、地域統括会社を設立して、その本店を現地に置いて地域統括業務を行っていることについては、軽課税国であることが考慮されている可能性がある」と述べ、優遇税制の享受のみが唯一の進出理由と言わんばかりの判断を行っています。

この点につき、控訴審裁判官は、ある種先入観¹⁴に囚われて判断しているように思われてなりません。

（3）小括

以上から、本件控訴審判決が如何に地域統括業務というものをいかに理解していなかったが浮き彫りとなったといえます。

一方で、この判決を通じて、裁判所も、課税当局も、多国籍企業の地域統括会社とは如何なるものかという点について理解が深まったといえるかもしれません。

本件は、内国法人に係る特定外国子会社等の行う地域統括に関する業務が、当時の適用除外要件の一つである事業基準を満たさない「株式等の保有」に係る事業に含まれるかが争われた事案について、最高裁が初めて判断を示した事案といえます¹⁵。特に、特定外国子会社であるAが行う地域統括業務について、その目的、内容、機能に照らして、株主権の行使や株式の運用に係る業務に含まれないと判断した点において、地域統括業務の独自性を始めて認定した点に意義があるといえます。

現在では、上記（1）のとおり、平成22年度税制改正において、一定の統括業務を行う事業持株会社は、現地において事業活動を行うことに十分な経済的合理性があるとして、当時の適用

除外基準である事業基準を満たすものとされたことで、無用な紛争を避けることができるようになりました¹⁶。

以上

¹⁴ 田中・前掲注(7)は、「本件高裁判決がこのような限定的な判断要素（筆者注：主たる事業の判断に当たり、当該事業のために保有する資産の資産総額に占める割合や当該事業による所得の多寡を重視して判定する手法）に固執する理由は定かではないが、その背景には、およそ地域統括業務は我が国において行いうるものであって、それにもかかわらず、海外において子会社Aに地域活動業務（ママ）を行わせることは、タックスヘイブン（ママ）において『低い税率の適用を受けるためのもの』というほかない」とする認識があることは否定できないであろう。」と述べています。

¹⁵ 前掲注（8）95頁参照。

¹⁶ ただし、前掲注（8）94・95頁には、「平成22年法律6号による租税特別措置法の改正によって、従たる事業であっても所定の統括業務を行っていれば事業基準を満たすものと改正されたことにより、本件と同様の争いはなくなったが、同改正法下においても、（中略）統括業務の要件を満たさない統括業務を行う特定外国子会社等は事業基準を満たさないから、株式の保有に係る業務と上記の要件を満たさない統括業務のいずれが主たる業務であるかは、引き続き問題となり得るものである」という指摘があります。